

障害年金 厳しい受給条件



将来の不安を吐露する男性=愛知県内で

病気やけがで、障害がある人に支給される障害年金。同じ公的年金でも、老齢基礎年金は受給に必要な加入期間の短縮が予定されるなど、年金を受け取れない人をなくす方向で制度が改められているが、障害年金では状況が異なる。統合失調症を患う愛知県の男性(四二)は、「二十年近く保険料を納めているのに障害年金は、国民年金や厚生年金から賄われる。受給には、初めて医療機関を受診した日(初診日)に国民年金か厚生年金に加入していく、初診日までに保険料は納めてある。学生の未就期間についても「もしかしたら後からでも払えば、年金がもらえるかもしれない」と、さかのぼって納付している。

(諏訪慧)

「初診日以前から納付」緩和されず

男性が統合失調症を発症したのは、一九九〇年。二十歳以上の学生に、国民年金加入が義務化された六年後だ。男性は当時、学生に納付義務があると知らず、初診日の時点では保険料が未納だった。

救済策から漏れる人も

男性のように、学生時代に制度についてよく知らないために未納となり、障害を負ったときに年金がもらえない事態を避けるため「学生納付特例」が設けられたのは二〇〇〇年。それ以前は、親の収入が低い場合などに保険料が免除される制度があった。しかし、男性は免除されておらず、特例が制度化される以前に発症したため、現在も障害年金がもらえていない。

大卒院修了後に就職した鈴木さんによると、障害年金では「社会的治癒」という考え方がある。通院や服薬をせず、働くなどして健常者と同じような生活を五年ほど送つてから、再び通院を始めた場合は「いつ

「後からの納付」に応じる必要がある

「年金は老後にもらうイメージが強いかも知れないが、病気やけがで障害を負う恐れは誰にでもある。未納は危険」。障害年金に詳しい愛知県春日井市の社会保険労務士、鈴木雅貴さん(五〇)は訴える。

しかし、精神疾患がある場合は、服薬をやめると症状が悪化することも少なくなく、「社会的治癒を適用するのは難しい」という。障害年金をめぐって国は昨秋、初診日を証明する方法を緩和するなど、年金をもらえない人を減らす手立てを講じているが、男性のようないけがで障害年金を納付した人が一定の保険料を納付した人にどう応じるかも考える必要がある」と指摘する。

いまは症状が落ちていてほんと出勤できず、ほどなく退職。その後も就職居。バイト代は月に五万円ほどで、両親の年金が頼りだ。老齢基礎年金は受け取れてももらえない。後に納めてももらえない。

あすの面